

第7期介護保険事業計画の策定に向けて（施設整備）

介護保険事業（支援）計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、平成27年厚生労働省告示第70号）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

これまでの介護保険計画の状況

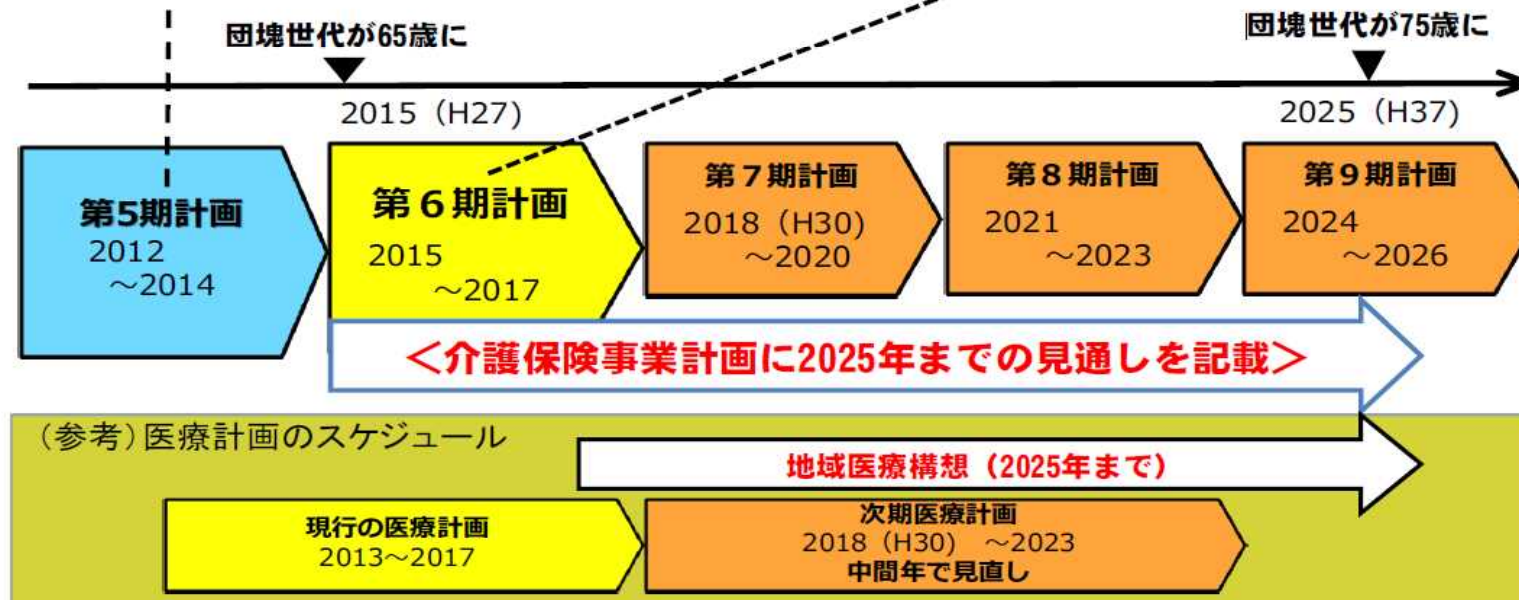
第5期及び第6期介護保険事業計画の改正点

第5期計画の改正点

- 計画策定に当たり、地域の課題・ニーズを的確に把握するために日常生活圏域ニーズ調査等を実施することを法律上に明記。
- 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づける。
- 「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、記載事項の一部を努力義務化。

第6期計画の改正点

- 2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視点に立った施策の展開を図ることとする。



大阪府における高齢者数の推移

1. (1) 大阪府の高齢化率・高齢者数の推移



出典:総務省「国勢調査」(2015年まで)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」(2020年以降)より、大阪府介護支援課にて作成

後期高齢者(75歳以上人口)の今後の状況 ～ 都市部では今後、高齢化が急速に進行する ～

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	東京都(11)	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	76.5万人 <10.6%>	71.7万人 <11.6%>	101.6万人 <11.1%>	81.7万人 <10.9%>	107.0万人 <12.1%>	147.3万人 <11.0%>	26.7万人 <16.2%>	18.8万人 <18.4%>	19.0万人 <17.0%>	1645.8万人 <13.0%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (1.54倍)	108.2万人 <18.1%> (1.51倍)	148.5万人 <16.5%> (1.46倍)	116.6万人 <15.9%> (1.43倍)	152.8万人 <18.2%> (1.43倍)	197.7万人 <15.0%> (1.34倍)	29.5万人 <19.4%> (1.10倍)	20.5万人 <23.0%> (1.09倍)	20.7万人 <20.6%> (1.09倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.32倍)

出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」

大阪府における介護需要数

5. (2)(3) 大阪府における介護需要の将来推計

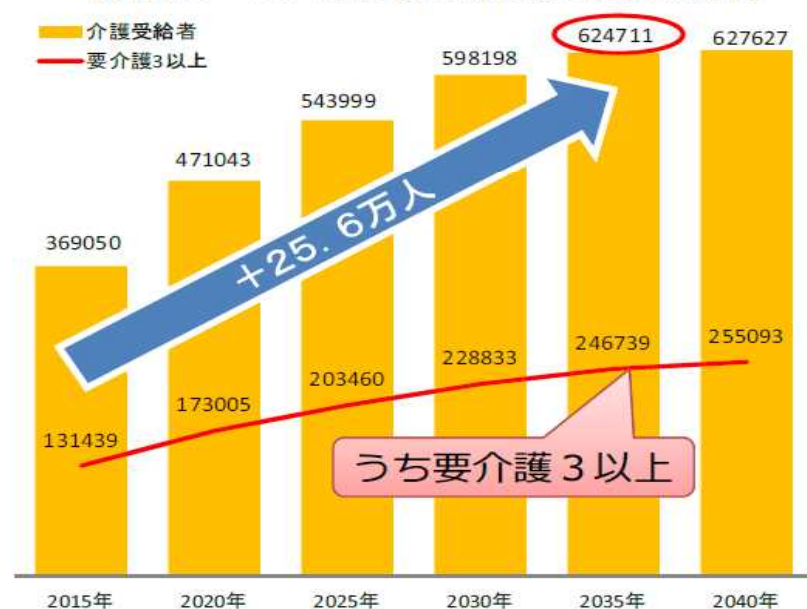
○ 現在の性別・年齢階級別の認定率（全国・大阪府）を用いて推計すると、

- ①大阪府の要介護認定率は、2015年の20.5%から2035年には29.4%まで上昇、
- ②介護サービス受給者数も、2015年の36.9万人から2035年には62.5万人に増加（+25.6万人）
うち要介護3以上のサービス受給者も25.5万人に増加（+11.5万人）する。

【要介護認定率の将来推計】



【介護サービス受給者の将来推計(大阪府)】



※ 大阪府福祉部高齢介護室において推計

大阪府における認知症の状況

1. (1) 大阪府における認知症有病率

○ 性・年齢階級別認知症有病率を用いて、大阪府内の認知症有病者数の将来推計を行った場合、33.2万人(2015年推計)から、20年間で56.2万人(2035年推計)に増加することが見込まれる。

(参考)「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金 特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

数学モデルにより算出された2012年の
性・年齢階級別認知症有病率(%)

年齢階級	男性	女性
65-69歳	1.94%(1.44%-2.61%)	2.42%(1.81%-3.25%)
70-74歳	4.30%(3.31%-5.59%)	5.38%(4.18%-6.93%)
75-79歳	9.55%(7.53%-12.12%)	11.95%(9.57%-14.91%)
80-84歳	21.21%(16.86%-26.68%)	26.52%(21.57%-32.61%)
85歳以上	47.09%(37.09%-59.77%)	58.88%(47.6%-72.69%)

【全国】認知症の人の将来推計

	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年
認知症有病率	15.7%	17.2%	19.0%	20.8%	21.4%
認知症有病者数	517万人	602万人	675万人	744万人	802万人

【大阪府】認知症の人の将来推計



※ 大阪府の推計は、上記有病率に、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」による大阪府の男女別・年齢階級別人口の将来推計をかけて算出。

※ なお、上記研究事業によると、認知症リスクを高める危険因子として、「年齢(1歳上昇毎)、女性(対男性)、高血圧の頻度(5%上昇毎)、糖尿病の頻度(5%上昇毎)、肥満の頻度(5%上昇毎)、現在・過去喫煙者の頻度(5%上昇毎)」が挙げられている。

利用者数の状況

1. (2)、(3) 制度創設時から現在までの対象者・利用者の増加

① 65歳以上被保険者の増加

(出典：介護保険事業状況報告)

		2000年4月末		2016年2月末	
第1号被保険者数	国	2,165万人	⇒	3,375万人	1.56倍
	大阪府	128.9万人	⇒	228.9万人	1.78倍

② 要介護（要支援）認定者の増加

		2000年4月末		2016年2月末	
認定者数	国	218万人	⇒	618万人	2.84倍
	大阪府	12.1万人	⇒	47.9万人	3.96倍

③ サービス利用者の増加

		2000年4月末		2016年2月末	
在宅サービス利用者数	国	97万人	⇒	394万人	4.06倍
	大阪府	4.6万人	⇒	32.1万人	6.96倍
施設サービス利用者数	国	52万人	⇒	92万人	1.76倍
	大阪府	2.3万人	⇒	5.0万人	2.18倍
地域密着型サービス利用者数	国	—	⇒	42万人	—
	大阪府	—	⇒	2.0万人	—
計	国	149万人	⇒	527万人	3.54倍
	大阪府	6.9万人	⇒	39.1万人	5.66倍

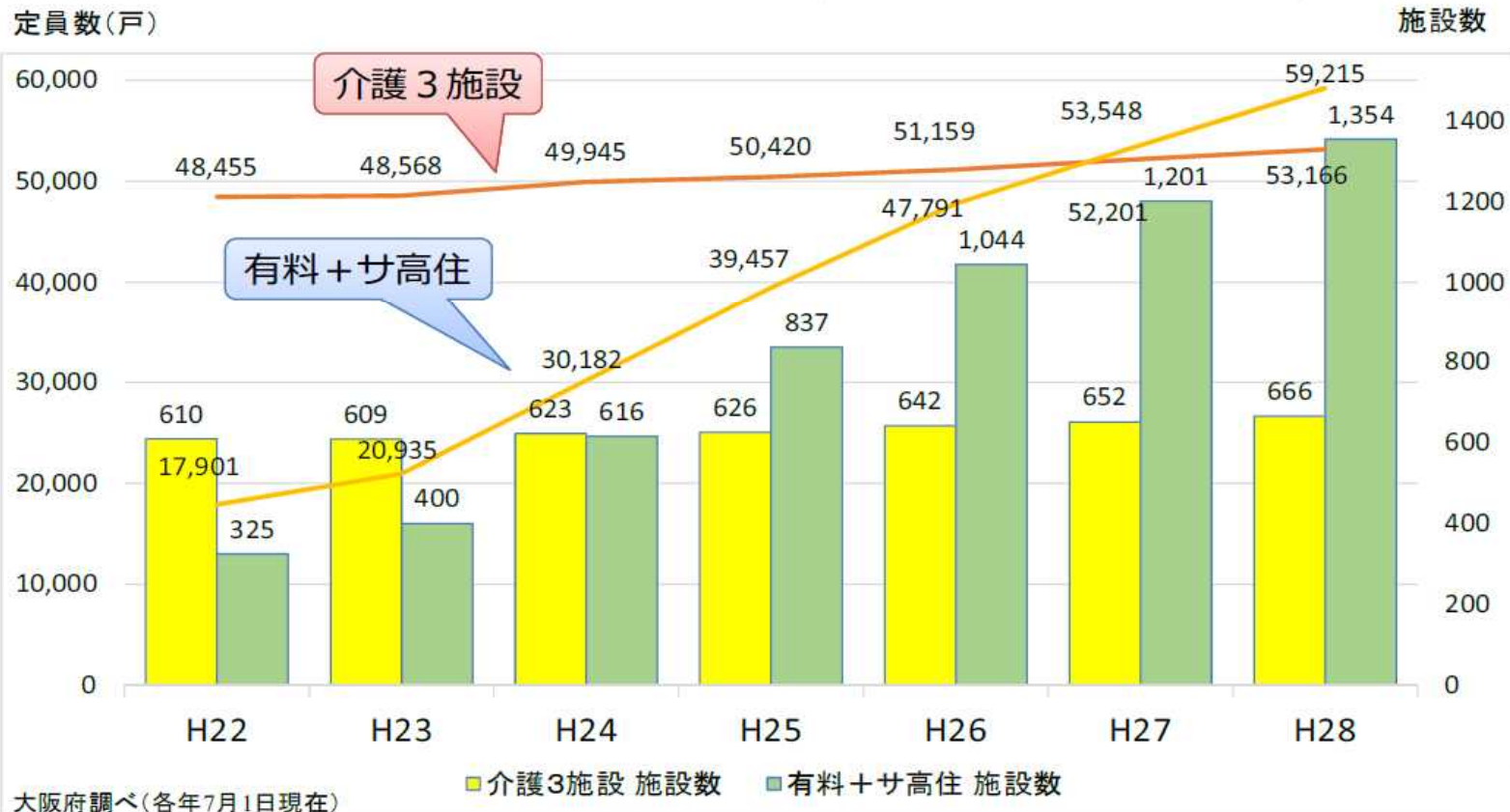
施設の現状

4. (1) 高齢者向け住まい・施設の現状【大阪府】

○ 府内の「介護保険3施設」は666施設、定員数53,166、「有料＋サ高住」は1,354施設、定員数59,215。

「介護保険3施設」: 指定介護老人福祉施設406施設 定員数30,821、介護老人保健施設 221施設
定員数20,086、指定介護療養型医療施設 39施設 定員数2,259

「有料＋サ高住」: 有料老人ホーム 821施設 定員数38,329、サ高住533施設 定員数20,886



高石市内における施設の現状



(1) 介護保険施設

- ① 特別養護老人ホーム【 2施設・123人 】
- ② 介護老人保健施設【 2施設・170人 】
- ③ 介護療養型医療施設(介護療養病床)【 1施設・48人 】

(2) 居住系サービス提供施設

- ① 認知症高齢者グループホーム【 4施設・63人 】
- ② 指定特定施設【 12施設・459人 】
- ③ 小規模多機能型居宅介護事業所【 3施設・79人 】